

平成 22 年度 第 1 回男女平等推進市民会議 会議要録

日 時：平成 22 年 5 月 21 日（金）18:30～20:30

会 場：庁議室

参加者：山下委員・野田委員・渡邊委員・斎藤委員・鈴木委員・梶原委員・堀越委員・鹿島委員・鷺池委員

事務局：市民部長・生活文化課長・男女共同参画係長・男女共同参画係員

○議題

- (1) 委嘱書の交付
- (2) 会長の互選
- (3) 次期男女平等推進プランについて
- (4) その他

・議題（1）委嘱書の交付

事務局：前任の会長である橋本会長より、委員を辞退したいとの申し出があったので、現在会長が不在である。新しく会長が決まるまで私がこの会議の進行していきたい。また、新しく委員として山下氏がこの会議に参加することとなった。本来であれば市長が委嘱書を交付するところであるが、公用のため出席することができなかったので、私から委嘱書を交付する。

～新委員への委嘱書の交付を山下氏へ行う。～

事務局：山下委員より自己紹介をお願いしたい。

山下委員：文京学院大学に私の研究室があった関係で、すぐとなりの埼玉県の男女共同参画審議会に 1 2 年参加していた。その間、橋本会長と一緒に、日本で最初の男女共同参画推進条例を策定し、また、NGO でも一緒に活動していた。橋本会長の後任ということで力不足の面もあると思うが、よろしくをお願いしたい。

～各委員から自己紹介を行う～

・議題（2）会長の互選

事務局：会長の互選をお願いしたい。男女平等推進市民会議条例により、会長は委員の互選によるとあるので、会長の選出方法についてご意見があれば伺いたい。

委 員：私は前期、副会長であったが、キャリア等を勘案すると山下委員が適任と感じている。みなさんにお伺いしたい。

～各委員が賛同する～

会 長：できる範囲で頑張りたいので皆様のご協力をお願いしたい。

事務局：副会長については、すでに委員が選任されているので、そのまま継続をお願いする。この後の進行は、会長をお願いしたい。

・議題（3）次期男女平等推進プランについて

会 長：それでは、事務局より次期男女平等推進プランについて説明願いたい。

事務局：それでは、資料について説明する。

「資料1：『次期男女平等推進プランについて（中間のまとめ）について（案）』については、次期プランについての考え方の答申案であり、これを市長に答申し庁内の部長会議、担当者会議においてプランを策定する考え方にもとになるものである。

「資料2：東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査（市民用）」については、皆様にも協力いただいた市民向けアンケート結果であり、各項目に性別、年代別の回答をまとめている。他の質問に関連した回答についての集計を出すことも可能であるので、ご意見をいただければと思う。

「資料3：東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート（企業用）」については、企業向けアンケートであるが、回答のある企業が36社であった。回答内容を見ると、回答している企業が特定される可能性があるため、今回は公開しない。次期プラン策定のための、検討資料として扱ってほしい。

「資料4：東久留米市第4次長期総合計画基本構想（素案）」については、東久留米市第4次長期総合計画についての資料である。23年度からの10年計画であるが、その考え方の基本構想である。今月に公開され、現在この基本構想について、市民の方から意見をお伺いしているところである。

「資料5：第3次男女共同参画基本計画策定に向けて（中間整理）」については、内閣府の資料である。第3次男女共同参画基本計画に向けた考え方であり、平成23年からの5ヵ年計画である。この度、基本的な考え方が公表された。

会 長：資料について質問のある方がいなければ、「資料1：『次期男女平等推進プランについて（中間のまとめ）について（案）』」について事務局より説明をお願いしたい。

事務局：この中間のまとめは、各委員でご検討していただいたものを文章にしたものであり、これをもとに庁内において次期男女平等推進プランを作成することとなる。事務局としては、今回、次回の会議にて答申書を作成していただければと考えている。ここでは、委員からご提案いただいた、平成20年度までの進捗状況評価を

もとに、次期プランの在り方について述べている。

「(1) 人権尊重と男女平等の意識づくりのための事業」は、市民全体への施策への関心を底上げする必要性の意見をいただいたので、施策や次期プランについても分かりやすさを重視したいと考えた。馴染み易さや、また、この施策が女性中心のものと考えられているので、男性にも利益があるということを啓発していきたい。

「(2) 男女が共に生き生きと働くための環境整備(市内事業所との協力)」は、市内事業所との協力について述べているが、これについては進展がないと評価いただいている。今後は、その企業を募集することを考えている。緩い条件で、協賛企業を募り、賛同していただいた企業を中心に施策を展開していくべきと記載した。また、女性職員が働きやすいための配慮やワーク・ライフ・バランス等の促進されている事業所に対して、市で物品や工事を契約する際にインセンティブを与えたり、もしくはそこまでいかなくとも、業者登録時にデータ提示の義務づけをおこなってはどうかと記載した。

「(3) 低い庁内の女性管理職比率」については、今年4月に女性の管理職は増加していないが、係長については女性の方が増加している。女性の意識を聞く機会を設け必要な環境整備を進めていくべきと記載した。

「Ⅱ次期プランの計画期間」について説明する。現行のプランは10年間のプランとして策定していたが、社会情勢の変化の早さ、男女共同参画基本計画、東京都の行動計画を見ると5年計画であるので、当市のプランについても計画期間は5年間で望ましいと記載した。しかし、次回5年後となると国のプランが策定中となり、また、東京都のプランについてはまったく内容が分からないという形になるので、次のプランでは計画期間を6年間ですべきと記載した。

また、この考え方はあくまで、たたき台であるので、委員からのご意見をいただきたい。

会 長：ただ今の事務局の説明に対し、各委員のご意見をいただきたい。

委 員：女性の係長職が増えたとのことであるが、具体的な人数をおしえていただきたい。

事務局：正確に言うと係長自体は増えていないが、係長として登録され、異動後に係長になる女性が増えたという状況である。

事務局：今は係長になるのを待っている状態で、空いたところから順次係長となるので、女性候補者が多くなっていると考えてほしい。

会 長：具体的に合格した人数は何人なのか。

事務局：10人中6人が女性である。

会 長：良い結果ではないのか。

委 員：(2)の対策と言う中で、「(条件の緩い)協賛企業を募集し、事業所とのつながりを持つ」というところの、協賛企業というのは企業から協賛金をもらうというこ

となのか。

事務局：「協賛」という言葉であると誤解を招きやすいが、施策に協力をしてくれる企業のことである。

会 長：もう少し良い言葉はないか。

委 員：「賛同企業」ではどうか。

事務局：良い言葉がないが、調べてみる。

会 長：他に指摘がなければ次に進んでいきたい。

事務局：次期プランの体系の「計画の基本理念」については、市の第4次長期総合計画の中で、「互いに尊重し合える意識の醸成」とあるが、これを踏まえた計画である。まちの将来像「育もう！自然、つながり、活力のあるまち東久留米」の実現にこの計画も寄与すると考えている。

この計画は女性、男性に利益をもたらすものである。特に、女性については、配偶者暴力等人権侵害を根絶すること、また、労働に関して言えば、「男性の稼ぎがあるので女性は賃金が低くて良い」という考え方、この環境を改善すべきと記載した。

男性についても、日本では、世界で際立って長い労働時間を課せられて、疲弊する人も多い。親の介護等をしなければならない場合は、このような働き方はできない。このような環境も改善する必要があると指摘した。

会 長：質問があれば伺いたい。最初の部分は長期総合計画からの基本構想から、抜粋したということであると思う。私からの質問としては、長期総合計画の基本構想の中に市民会議から意見を言うことはできるのか。

事務局：基本構想には審議会が組織され、ここで検討をしている。庁内でも、内部的検討委員会と並行して検討されているが、この市民会議から意見を言うことは難しい。

会 長：部長等から意見を言うていただくことは可能なのか。

事務局：それはできるかもしれない。

会 長：「互いに尊重し合える意識の醸成」であるが、これは総合計画基本構想の「1. まちの将来像」の大きな目標にはなく、「基本構想実現のために」から抜いているが、男女が共に尊重し合えるまちというのも基本構想の基本目標にあってもよいのではないかと考えた。

委 員：私も同感である。長期総合計画を策定している委員の方々がどこまで、男女共同参画について意識を持っているのかを考えると、会長の言うとおりの長期総合計画に反映されるようにしていくことは必要ではないか。

事務局：基本構想実現のためにという部分で「市民と行政の協働によるまちづくり」、「互いに尊重しあえる意識の醸成」、「行政改革の推進」とあるが、これはすべての計画の基本目標の前提としてある、「横串の施策」として取り上げていると、企画サイドから聞いていた。男女共同参画に関することが、基本構想の将来像や理念に

て触れられていないからといって、この施策に対する意識が低いということではない。

委員：市全体の計画の中で、ここで検討したことが、どう生かされるのかの文言を長期総合計画基本構想に入れてほしい。

事務局：市民会議の提案意見を市長の方へ逐次話すし、庁内策定委員会等で話す機会があれば、情報を提供していきたい。

会長：他にある方はいるか。

委員：男女平等推進プランはかなり前から策定されているものである。男女という文言が入るという必要性があるのは分かるが、私は違う側面から考えた。長期総合計画は次期男女平等推進プランを策定するにあたり、市の考え方や計画を知るための資料としていただいたと考えている。男女という言葉が、長期総合計画に入ることは望ましいが、私たちが検討する施策というのはこの下に入るということも1つの考え方なのではないか。他の部署にも市民会議は多々ある。他の市民会議の考えを基本構想に入れると膨大な量になる。「自然 つながり 活力あるまち “東久留米”」、「みんなが主役のまちづくり」これは男女共同参画の趣旨にのっとったものである。市民が一体となるというのは男女なのではないか。

委員：長期総合計画が素案なので、しっかりと意見を伝えたほうが良い。

会長：ある区で基本構想を作成するときに男女共同参画施策がなかなか反映されず、苦労したことがあった。総合計画をせっかく作るころなので、反映ができれば望ましいと思い、発言した。

委員：まだ入れる余地があるなら、事務局はそのように働きかけることは必要である。

委員：このような話があったことは言ってほしい。

事務局：そのようなタイミングがあれば、庁内へ提案していきたい。

会長：他に意見があればお伺いしたい。

委員：『夫が稼いでいるから、妻の賃金は安くて良い』『女性は家庭』といった固定観念はまだまだ存在し、就業を希望する女性に対して、厳しい就職、低い賃金」とあるが、女性の賃金が安いのは女性に非正規雇用が多く、非正規雇用は賃金が安いから結果的に男女の賃金格差があるということなので、少し言葉が足りないと感じる。表現が的確でないと考えるので、国の報告を参考に記載した方が良い。

事務局：計画自体が市民に対しての啓発となるようにしていきたいので、不十分なところがあればご指摘いただきたい。

会長：基本理念のところ東久留米らしさがあるとよいのではないかと。全体的に東久留米市の特徴を汲んでいるということであれば、そうなのかもしれないが、男女共同参画の視点からの東久留米らしさというのはどのようなものなのか。例えば埼玉県民は、首都圏から離れたところに住居を構えているので、専業主婦割合が高いといったことがある。基本理念に端的に特徴を出してはどうか。

事務局：先ほど会長が言われた、埼玉県の特徴と似ている。子育て中の女性の就労、いわゆる M 字カーブは全国平均よりややきつい。都心への通勤者は7割以上というところである。

会 長：待機児童は多いのか。

委 員：一時は横ばいであったのが、最近では、増加傾向である。

会 長：アンケートから出てくる特徴的なことや、東久留米市ならではのことが基本理念のところに出てきてもよいのではないか。

委 員：所沢市と似ている。農家が多い。それをどう表現したら、良いのかが分からない。

会 長：ベットタウンとしての特徴と、昔からの武蔵野の面影を残した特徴、近郊農業について触れてはどうか。

委 員：別の視点から提案したい。昨年度から平成20年度男女平等推進プランの進捗状況評価を行ってきたが、その中では、事業自体が関連しているかどうかを疑問に思う施策も数多くあり、問題となった。次期プランを作成する際には、事業の絞りこみをしていくことが必要と感じている。今、これを読んでいる限り、同じようなプランができるのではないかと懸念している。

事務局：絞り込みについては、「施策と関連性の薄い事業は整理する」と記してある。絞り込みをすることが分からなければ、表現を変える。

会 長：基本目標について説明願いたい。

事務局：基本目標1「男女共同参画の幅広い理解のために」について説明する。先日行った市民アンケートで「男女共同参画社会基本法」について内容を知っている市民はわずか3.3%であった。計画に実効性を持たせるには、分かりやすい施策を展開していくことが必要と感じている。基本理解を進めていくことを基本目標1として掲げている。基本目標についても2つに分けている。1つは「男女共同参画社会についての幅広い理解の促進」である。機会均等だけではなく、今後の社会経済状況に対応していくために必要なことを啓発していきたい。「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という固定観念についても、それを否定するわけではなく、その考えが強いと女性が就業するときに妨げになるということ等、伝えるべきことを伝え、男女共同参画施策に関する誤解を解いていきたい。

男女の地位の平等感については、アンケートの結果から学校では、男女平等と考えている方が多いので、継続して実施していく。男女混合名簿についても推進していくと記載した。

家庭生活、社会風習等で男女は平等でないと考える方が7割以上、社会制度については平等かもしれないが、結果的には、そうでないという現状をもっと周知していく必要があると記載した。結果の平等を推進するためにポジティブアクションをとる国が多いが、しかし、これは男性差別につながると考える人も多い。ポジティブアクションも必要な期間、必要な範囲で行うものは認められていると

ということが理解されないと施策が進まないの、周知することが必要と考えている

基本目標 2 「男女がお互いの性と人権を尊重される社会のために」について説明する。配偶者暴力についてであるが、平成 21 年度に策定された基本計画を踏襲し、しかし、市民会議にて意見のあった、外国人女性に対する暴力については盛り込んでいくべきと記載した。また、女性特有の悩みについて対応すること、健康についてはそれに対応する施策を並べてある。

基本目標 3 「男女が共に生き生きと働くための環境整備のために」については、女性が不利な条件の中で雇用されていることについて対応することを記載している。「男女がともに自立した生活をおくるため支援」「女性の再チャレンジの支援」については、前回の施策と同じである。また、若者の仕事に対する意識の教育については今回つけ加えた。

男性は長時間労働、女性は家事と仕事の両立に疲弊していることについてワーク・ライフ・バランスの啓発、事業所については先ほど説明した協賛企業について述べている。

事業所との連携をすすめ、企業への男女共同参画施策の啓発や事業所をサポートする情報を提供したいと記載した。

また、入札条件に男女共同参画施策が進んでいる企業に対し、アドバンテージを与える制度の導入を検討したいと記載した。

基本目標 4 「男女がともに担う子育てと介護への支援」については、委員からも意見があったが、施策が多すぎるとの指摘があった。介護・保育施策は必要であるが、施策が増えることで観点がぼやけると考えたので、保育を行う者、介護を行う者を支援する施策に絞り考えていきたい。

基本目標 5 「多様で柔軟な考えを持ったまちづくりのために」については、審議会等で委員に性別が偏らない、市が関与しない地域活動をすすめる団体においても役員の男女比率の適正化を図っていきたいと考えている。地域活動の施策についてすべて記載していくと、同じように観点がぼやけるので、重要なことは地域活動が男女共同の視点から適正に行われていくことが重要というところだけに絞りたい。

基本目標 6 「関連法令、条約の周知」については、男女共同参画については様々な考えを持っている方が多いが、関連法令、条約については誰もが守るべきものであり、この周知を図っていくことを目標として定めた。また、条例についても同様である。

基本目標 7 「市役所内部の女性の参画促進」については、企業に対する施策とは別に、庁内に対する施策を考えていきたいので、個別の施策として考えた。

基本目標 8 「計画推進体制の強化のために」については、前回と同様ではある

が、庁内や市民参加における推進体制の充実を記載した。

会 長：いままでのプランでは基本目標をいくつたてていたのか。

事務局：5つである。

会 長：その中で大切だと考え独立させた目標はどれなのか。

事務局：基本目標5「多様で柔軟な考えを持ったまちづくりのために」、基本目標6「関連法令、条約の周知」、基本目標7「市役所内部の女性の参画促進」である

会 長：そのような特徴があるが、意見のある方はいるか。委員はどう思われるか。

委 員：記載されている詳細については、前回評価を担当した各委員で話し合う必要があると感じる。しかし、アンケートの自由意見を見ると考えさせられる。

会 長：たたき台なので、これから話し合っていきたい。

委 員：市民の方は施策自体を分かっていないようである。

委 員：庁内でも、部課長クラス理解も薄い。市民の方に周知が進まないのは当たり前である。市が率先していかないと、市民には浸透しない。

委 員：目標の理想は良いが、アンケートの意見を見てもう少し実現可能な施策から実行した方が良いのではないか。

委 員：あまりにも施策が多すぎる。年度別に施策を絞って実行していくことが必要なのではないか。

委 員：都では重点目標を決めている。

委 員：アンケートを見ると施策の薄い部分は分かる。

会 長：6年プランなので、施策は包括的なことが必要である。年度ごとに行う課題を設定するのも手法の1つである。

委 員：重点方式にし、担当課を呼び、施策内容をヒアリングする必要もあるのではないか。でないと前回と同じような施策ができる。

委 員：私は基本目標5「多様で柔軟な考えを持ったまちづくりのために」で、「審議会委員会等の委員比率の適正化」、「地域活動団体等における役員比率の適正化」については、「適正化」というのはどういうことなのかをお伺いしたい。いわゆる、クォーター制を導入すること、3割を目標にするだとか、具体的に示した方が他の施策にも反映するのではないか。「適正化」ではなく具体的な数値で言うことは、必要である。具体的な施策としては、基本目標3において入札時のインセンティブを入れたことについては、アクティブアクションとして評価できる。

会 長：いくつかの自治体と、内閣府の事業については、この制度を導入している。私もこの制度を導入することは、とても積極的であり評価できると考えている。

委 員：この会議で行ったことをアピールする情報の発信方法を考える必要があるのではないか。

会 長：女性の部長がいないので、管理職にどのように意識をもってもらうかを考える必要がある。横浜市では、「女性の目から見るまちづくり提案」という事業があった

が、これは、市民の女性からまちづくりの提案をしていただくのであるが、その提案の中で関連してくる部が5段階の評価をする。道路であれば道路に関連する部に評価されるので、様々な部長が結果的に女性の提案を評価することとなる。トップ10に選ばれた事業については次年度かならず実施することになっていた。部長の意識改革や女性がまちづくりに積極的に参加することに貢献した。このような施策は、実行性がある。

6年計画であれば、男女共同参画条例を作成検討していくのはどうか。条例の作り方には様々な手法があるが、「まちづくり条例」であれば、様々な部署とも連携していけるのではないかと感じている。東京都の市部でも立川市、三鷹市等でも多くの自治体が条例を制定している。プランは法的根拠がないので、事業結果についてとがめられることはないが、条例は法なので、条例に書かれたことはやらなければならない。したがって、計画を実行するために条例を作ることは有効な手段として考えられる。また、条例作成段階において、市民の方々と協力し、作るというプロセスにおいても市民の方と話す機会が増え、意識の底上げにもつながるのではないか。条例の制定についてもプランに盛り込んでどうか。条例という法の柱があることは今後の事業の展開に有効的なのではないか。委員はどう思うか。

委員：条例は必要であると感じる。条例に東久留米市固有の問題を反映させ、解決することが必要なのではないか。

会長：「プラン」、「センター」、「条例」があると有機的に結びつく。基本目標8について、数値目標の設定が挙げられているが、これは必要である。女性差別撤廃委員会からも、「女性の権利の享受を向上させるための暫定的特別措置がとられていない」との指摘があり、これは条約の4条に、暫定的特別措置をとることと決まっている。だから、それを活用するように、委員会の「総括所見」28項で数値目標とスケジュールをもった暫定的特別措置を採用して、どこまで進行したのかを国連に報告するように言われている。国連の勧告というのは国レベルだけでなく、地方公共団体も勧告に従う必要がある。東久留米市も同じく、数値目標の設定を考える必要がある。

基本目標5の「適正化」という言葉について指摘があったが、「均等化」という言葉を使ってはどうか。「均等化」の方がどちらかが40%をくだらないという意味になる。もちろん50%が正しい意味での均等化だとは思いますが。

審議会等の女性比率が40%を超えていることについてはとてもよい数字であると感じる。ここ数年低下傾向にあったが、また元に戻らないようにしていただきたい。

「適正化」を「均等化」に変え、女性の比率が40%を下回らないようにしていただきたい。

委員はどう思うか。

委員：年度別に重点課題を絞るという方法があるということを知り、それは良い方法と感じた。

会長：年度別に重点目標を設定するという方法について委員はどう考えるか。

委員：良い方法ではないか。計画なので、ある程度網羅的にする必要はあるが、評価する項目は重点項目のみにするという手法は都でも採用している。数値目標は毎年検証し、施策で重要なものは会議に報告し、後は結果報告だけ担当部局に作成していただいているところもある。

会長：例えば目標ごとに評価する年を決め、詳しい報告をしてもらう。という方法もよい。

事務局：年度ごとに重点課題を決め、絞り込んで評価していくということなのか。

委員：委員が以前評価表に書いていただいた内容なのではないか。私も同感である。数値目標を設定するにも、市民会議で決めるのか、それとも市民会議で大まかに決めたところを担当部局へ伝え、担当部局で目標値を考え、再度市民会議に戻してもらうのかを決めた方がよいのではないか。

事務局：基本的な考え方は答申でいただき、事業別の表は庁内で作成していただく。そこにおいて数値目標を入れるものであれば、数値を入れ、さらにそれをお返しして検討していただく流れを考えている。

委員：それがないと事業について評価、提案ができない。事業結果の報告をされてもよく分からなかった。

委員：担当部局が数値目標を設定してくれないと、私たちも評価しようがない。

委員：答申段階では、数値目標を入れることを私たちの考え方として入れ、次の段階で数値を入れてもらってはどうか。

委員：本日のまとめを事務局で作成してもらい、それを担当部署へ流してもらうということで良いか。その中で委員が言ったように、重点項目というのを自分が評価を担当したところから2、3抜粋するのはどうか。

委員：事業ごとに重要度を3段階で評価するなどその考え方が必要なのではないか。

委員：そうである。

事務局：私の考えでは、事業を大幅に削減する予定である。具体的に、対象となるものを委員にお示ししたいと考えている。

会長：基本方針についてはこの内容で良いか。

委員：基本目標6「関連法令、条約の周知」を独立させていることに、違和感がある。基本目標1「男女共同参画社会の幅広い理解のために」に入れ、周知してはどうか。条例づくりをしていくというのがはっきりしているのであれば独立させて差し支えはないと思うが。

委員：基本目標6については、「条例づくりを検討する」という内容にしてはどうか。

事務局：条例づくりを検討するのであれば、付け加えていく形になる。今の段階では、基本目標1「男女共同参画社会の幅広い理解のために」に入れたと考えている。

委員：答申内容はプランの策定と評価なので、「条例づくり」ではない。市長からそのような答申をいただければ検討課題ではあるが。

会長：国では、男女共同参画社会基本法を策定するに当たり、基本法を策定することが計画の中にあった。それが、基本法づくりにつながっていった。プランの中で条例づくりを検討すると記載することは間違いではないと思う。

委員：将来的に条例を作りたいという思いを入れるのは良い考えである。

会長：男女共同参画に関わる法令の順守、整備と記載して、条例づくりを含みながら行っているかどうか。

委員：事務局の意向もあると思う。

事務局：前回は条例づくりについては触れてあった。

会長：それならば、入れておいてほうが良いと思う。本日まとめたものを事務局からもらい、そこでまたみなさんに検討していただければどうか。

・議題（4）その他

○次回会議

6月27日（月）18:30～20:30